

環境への負荷の少ない生活・事業活動

1 環境への負荷の少ない生活・事業活動の現況と課題

今日の環境問題は、通常の事業活動や私たちの日常生活と深く結びついており、その解決のためには、一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境への負荷の少ない生活や事業活動を実践していくことが必要です。

① 環境への負荷の少ない生活

かながわ地球環境保全推進会議では、県民、企業、NPO、行政、学校などが、環境に配慮した行動を宣言・登録し、日々の活動の中で実践していく「マイアジェンダ登録」を推進し、平成23年度の個人登録者は、10,361人になりました。4年連続で年間登録者が10,000人を超え、平成23年度末の個人登録者は97,346人となりました。

地球温暖化問題は、便利で快適な暮らしを求め続けてきた私たち人類の活動全般がもたらしたものです。そのため、私たち一人ひとりが、「少しでも電気を節約しよう」、「水を節約しよう」といった「今、できること」から取り組み、自らのライフスタイルを見直すことが重要です。

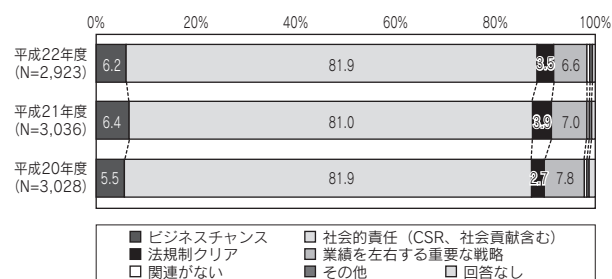
② 環境への負荷の少ない事業活動

企業においては、近年、輸出産業や大規模事業者を中心に、環境への負荷を低減させるための自主的な取組が進んでおり、ISO14001をはじめとした環境マネジメントシステムの認証取得や環境報告書、環境会計の取組等が拡大しつつありますが、厳しい経済情勢の中、中小企業などへの浸透はまだ十分とはいえません。県としては、環境マネジメントシステムの普及に向けた研修会の開催や情報提供などの支援を行い、企業の自主的な環境配慮活動を促進しています。

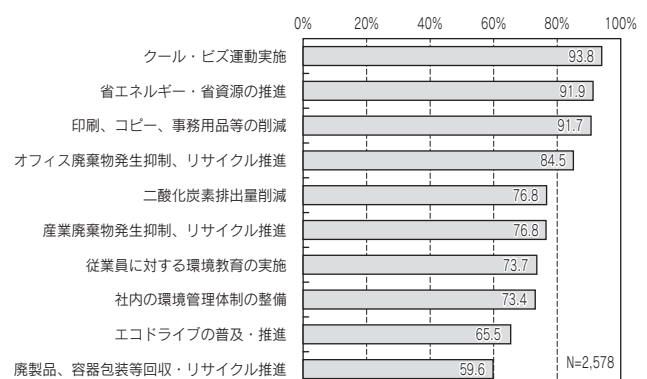
また、第一次産業においても、近年、環境保全型農業や、家畜排せつ物や食品廃棄物等の堆肥化、低利用水産物の有効利用などの取組が進められています。今後も、生産者や消費者の理解をいただきながら、広く普及促進していく必要があります。

▶図2-9-1 平成22年度 環境にやさしい企業行動調査結果

●環境への取組と企業活動のあり方



●環境保全に関して実施している取組 (複数回答)



＜出典：環境省「平成22年度 環境にやさしい企業行動調査結果」＞

2 環境への負荷の少ない生活・事業活動に関する県の取組

① ライフスタイルの転換【環境計画課】

■ 環境にやさしい暮らしの推進

県では九都県市首脳会議と連携し、地球温暖化防止の取組を一層推進するとともに、住民や事業者の皆さまに電力供給不足への対応の緊急性を理解いただき、具体的な行動の契機とするために、「節電及び地球温暖化防止キャンペーン」を実施しました。

また、この趣旨について、県内の経済団体や消費者団体、各地域協議会などにも賛同していただき、できることから実践してもらうよう呼びかけを行いました。

こうした様々な取組によって、県民の間で地球温暖化対策及び節電の必要性についての認識は着実に広まっていますが、日常生活において具体的な実践行動に結びつけていくためには、今後も、身近なところから一人ひとりが実践していくことを促す普及啓発を続けていく必要があります。



節電及び地球温暖化防止キャンペーンポスター

■ 各種普及啓発イベント等の実施

県では、かながわ地球環境保全推進会議と共催で、ポスター制作を通じて地球環境保全意識の高揚を図ることを目的に「かながわ地球環境保全ポスターコンクール」（小学生から高校生対象）を平成17年度から実施し、平成23年度は295校からの応募がありました。

また、「新アジェンダ21かながわ」の周知及び浸透を図ることを目的として、平成18年度から地球環境イベント「アジェンダの日」を開催しています。平成23年度は「アジェンダの日2011」を6月4日・6月5日に開催しました。



「アジェンダの日2011」の様子

2 環境への負荷の少ない事業活動の促進【金融課、産業技術センター、地球温暖化対策課】

■ 県の事業者・消費者としての取組

県では、平成13年に物品やサービスを購入する際の原則として「神奈川県グリーン購入基本方針」を策定し、環境に配慮した購入に取り組んでいます。

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することであり、環境保全型の市場を拡大し、物やサービスを供給する企業に環境負荷の少ない物品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになるため、循環型社会の形成において重要な鍵を握っています。県の事業者・消費者としての経済活動や環境に与える影響は大きいことから、県が物品やサービスを購入する際には、次の3点を考慮するとともにグリーン購入の原則に基づき対応することとしています。

【グリーン調達】環境に配慮した物品やサービスを購入する

【グリーン配送等】購入に伴う活動の環境影響に配慮する

【グリーン入札】環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する

また、県が業務委託する清掃や食堂業務等については、「サービスを購入する際のグリーン調達の基準」を策定し、委託契約の際に仕様書等に入れるべき環境配慮の内容を定めています。

▶表2-9-1 グリーン購入の原則<グリーン購入ネットワークより>

(1) 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。	(5) 再使用が可能であること。
(2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。	(6) リサイクルが可能であること。
(3) 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。	(7) 再生材料や再使用部品を用いていること。
(4) 長期間の使用ができること。	(8) 廃棄される時に適正な処理・処分が容易なこと。

■ 中小企業に対する金融支援

県では、金融機関と協調し、中小企業者あるいは協同組合等が公害防除のための施設改善や産業廃棄物処理施設の整備、NOx対策や土壌汚染対策の実施、ISO14000シリーズの導入等に必要な資金を融資する神奈川県中小企業制度融資により、地域環境保全対策の促進を図っています。

▶表2-9-2 対象となる神奈川県中小企業制度融資

資金名	フロンティア資金（地域環境保全対策）
融資限度額	中小企業者 8,000 万円 （産業廃棄物処理施設の整備を行う中小企業者等については2億円） 協同組合等 1 億 2,000 万円
融資利率	年利 2.1%以内（平成 24 年 12 月現在）
融資期間	10 年（運転資金 7 年）以内



「中小企業制度融資」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5782>

■ I S O 14001 審査登録の普及促進

県産業技術センターでは、I S O 14001の審査登録で得たノウハウを生かし、県内中小企業の審査登録や登録後の環境マネジメントシステム（E M S）の運用管理の仕方等を支援するため、技術アドバイザーの派遣・相談を行っています。



■ 中小企業向け環境マネジメントシステムの普及促進

県では、中小企業が導入しやすい環境マネジメントシステム（エコアクション21、エコステージ、K E S など）の仕組みや内容を紹介する説明会を県内各地で開催することにより、中小企業への環境マネジメントシステムの導入を促進しています。

③ 環境ビジネスの振興【地域政策課、新産業振興課】

■ エネルギー産業の高度化・統合化の促進

県では、平成19年度に、京浜臨海部に立地する関連企業や関連団体と共に「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」を設立し、生産活動の効率化や資源・エネルギーの有効活用につながる企業間連携による取組を進めています。

平成23年度には、これまでの活動の蓄積や検討中の連携テーマを体系的に整理するとともに、目標像やその実現に向けた取組の方向性をビジョンとして共有するため、京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議報告「京浜スマートコンビナートの構築に向けて」をとりまとめました。

また、検討会議報告で目標として掲げた、産業と環境の調和と好循環や、環境負荷の小さな生産モデルを世界に発信するコンビナートの実現を目指し、企業主体のワーキンググループ等による資源やエネルギーの有効活用などを検討するとともに、川崎国際環境技術展を通じた取組の情報発信を行いました。

■ 環境関連分野など新規成長産業分野における産業振興策の推進

環境関連分野などの新規成長産業分野を振興するため、企業間の連携や製品の共同開発、販路開拓など事業化促進に向けた支援を実施しました。

4 環境と調和した農林水産業の推進

【農政課、畜産課、水産課、かながわ農林水産ブランド戦略課、農業振興課、農地保全課、森林再生課】

■ 環境保全型農業の推進

県では、環境と調和する農業を推進するため、平成9年に環境保全型農業推進基本方針を策定し、平成8年を基準年として平成18年までに化学肥料・化学農薬の使用量を30%削減することを目標に掲げ、市町村単位の推進方針の策定を進めるとともに、環境保全型の新農法に取り組む先駆的な地域に対して、技術的な支援を行うことにより、環境保全型農業の定着を図ってきました。また、平成24年により一層の実践者の拡大を図るために本方針を改定し、引き続き環境保全型農業を推進しています。

農業が持つ自然循環機能を維持し、環境と調和のとれた農業生産を行うためには、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源を堆肥として有効利用するとともに、環境への負荷を最小限に抑えた合理的な施肥を行うことが重要です。

県では、県内の未利用資源発生量、未利用資源利用量の現状等を明らかにし、地域で発生する有機物を主体とした土づくりを推進するとともに、「神奈川県作物別施肥基準」（平成22年3月改訂）を策定して堆肥に含まれる窒素成分を考慮した作物別の施肥量を示し、土壌診断に基づく適正な施肥指導を行っています。

そのほかに、“環境にやさしい農業を進める宣言”をした生産者団体と知事とが協定を結ぶ制度を設けるなど、農業者への意識啓発を図っています。また、あわせてエコファーマー制度（コラム参照）を推進しています。

一方、環境保全型農業を推進するためには、生産者だけでなく、県民、消費者の理解促進が重要であることから、県ホームページでエコファーマー等の紹介なども行っています。

表2-9-3 環境保全型農業推進に係る協定締結団体数及びエコファーマー数

（ ）内は延べ数

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
協定締結団体	7団体（56団体）	3団体（59団体）	4団体（63団体）	1団体（64団体）	3団体（67団体）
エコファーマー	4名（133名）	62名（195名）	22名（217名）	20名（237名）	23名（260名）



「環境にやさしい農業をめざして（農政課）」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6619/>

コラム

「エコファーマー」

エコファーマーとは

国では、環境にやさしい農業を進めるため、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」をつくりました。この法律に基づき堆肥等による土づくりと、化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする計画を作成し、知事が認定した農業者を「エコファーマー」と呼びます。

エコファーマーになると

知事の認定を受けた農業者の方は、生産物の出荷容器等に「エコファーマー」の名称とマークが使えます。認定期間は5年間です。このほか、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の貸付に関する特例が受けられます。



「エコファーマーの取組を応援しています！（農政課）」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6620/>
「環境保全型農業関連情報（農林水産省）」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

■ 畜産環境保全対策の推進

県では、畜産農業者が整備する家畜排せつ物処理施設・機械等に対し、助成を行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに資源リサイクルを図っています。処理施設等で生産された家畜ふん堆肥は農地に還元され、地力を向上させる資材として有効に利用されています。

▶表 2-9-4 家畜ふん尿処理施設等による堆肥化の状況

	21 年度	22 年度	23 年度
総家畜ふん量（t）	292,241	276,820	267,889
堆肥化仕向け量（t）	269,592	259,276	252,364
家畜ふん堆肥化率（%）	92%	93%	94%

■ 県産木材の有効活用の推進

神奈川の森林を恵み豊かなものとして再生していくために、木を使って森林を育てるという「森林循環」の仕組みを取り戻すことが大切です。そこで、県では間伐材の搬出支援などによる木材の安定供給、高品質な県産木材（製材品）の生産体制の強化による製材品の安定供給、さらには、学校などの公共施設における県産木材利用への支援や設計士、工務店との連携強化による県産木材の需要拡大に取り組んでいます。また、県民の皆様に対し、森林資源を有効に利用することが森林の持続的な保全につながることへの理解を促すための普及活動を行っています。



木造公共施設（明治大学黒川農場 川崎市麻生区）

■ 地産地消の取組

県では、地域の特産物をはじめ、新鮮で安全・安心な農林水産物を、地域の県民に提供していく地産地消の推進のための一つの方策として、生産性を向上させるための機械・施設の導入や直売施設等の整備への支援を行ってきました。

これまでの取組により、着実に「地産地消」は進んでいますが、一層の県産品の活用を促進するため、多様な県民の期待やニーズに応える積極的な取組が必要です。そこで平成24年度より、消費者（一般消費者、加工・小売・飲食業者）のニーズや期待に応じたものを生産し、「食」として提供する新たな地産地消の取組を進めています。

また、生産者と消費者の交流を目的とした各種イベントを実施するほか、農協などの生産者団体と協働し、地域の優れた農林水産物などを「かながわブランド」として消費者にわかりやすくPRするとともに、かながわブランド登録品をはじめとした県内産農林水産物の普及PR・消費拡大を図るため県内産農林水産物の取扱いに意欲的な量販店、飲食店などの店舗に「かながわブランドサポート店」として登録していただく取組などを進めています。

■ 農地の有効利用と多面的機能の発揮

県では、耕作放棄地を県が借り受けて復旧し、企業を退職した中高年者等に、広い面積の農地を貸し出すとともに栽培研修を行う「中高年ホームファーマー事業」を実施し、平成23年度は18.7haが耕作されました。また、平成19年度からは市民農園規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の栽培技術を持った都市住民を新たな担い手として育成するとともに、併せて耕作放棄地を復旧した農地（10～30アール程度）を耕作してもらう「かながわ農業サポーター事業」を実施し、平成23年度末時点で13.5haが耕作され農地の有効利用を図りました。

さらに、中山間地域等において、農業生産の維持を通じて耕作放棄地の発生抑制、土砂流出防止、地下水涵養、景観形成などの多面的機能の確保を図るため、平成23年度は秦野市ほか3町14集落（98ha）で、「中山間地域等農業活性化支援事業」により、集落協定に基づく地域ぐるみの取組に対して助成しました。また、農産物の安定供給と農地の多面的機能の発揮を図るため、平成23年度は小田原市ほか5市16地区（628ha）で、「農地・水・環境保全向上対策事業（農地・水保全管理支払交付金）」により、農地や農業用水等の保全活動などの地域の取組に対して助成しました。



農業研修を受ける研修生
（中高年ホームファーマー事業）



農地からの表土流出防止等のための法面保護活動
（ヒメイワダレ草の植栽 ※小さな白い花が咲きます）
（農地・水・環境保全向上対策事業 三浦市初声・仲田元屋敷）



「中高年ホームファーマー事業」	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6448/
「かながわ農業サポーター事業」	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4686/
「神奈川県中山間地域等振興対策」	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4253/
「農地・水保全管理支払交付金について」	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300016/